

仕様書

1 業務概要等

(1) 業務名

(仮称) 盛岡市第二学校給食センター整備に係るPFI導入可能性調査等業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、盛岡市（以下「発注者」という。）が、「第三次学校給食施設整備実施計画」（令和7年3月31日盛岡市教育委員会策定）及び「(仮称)盛岡市第二学校給食センター整備運営事業基本構想」（令和7年4月21日盛岡市教育委員会策定）に基づき、（仮称）盛岡市第二学校給食センター（以下、「第二センター」という。）を整備することに対し、受注者は、必要な機能等を検討した基本計画の策定や、学校施設における必要な改修等について検討するとともに、最適な整備手法等を調査・検証し、調査結果をまとめ、報告することを目的とする。

(3) 業務計画等の承認

受注者は、本業務の着手前に、本業務の担当者等（総括責任者、主たる担当者及びその他の担当者）、工程表及び着手届を発注者に提出（いざれも様式自由とする）し、承認を受けなければならない。また、承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(4) 受注者の義務

受注者は、本業務を遂行するに当たり、関係法令、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を確保し経済性・安全性等の諸条件を満足させ、かつ正確丁寧にこれを行わなければならない。

(5) 打合せ・協議・報告

受注者は、作業を円滑に進めるために、発注者と綿密な連絡をとり、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。

また、受注者は、発注者から協議の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告しなければならない。

(6) 資料収集

ア 本業務に必要な資料の収集、整理及び解説は、受注者が行うものとし、発注者は、受注者の業務の遂行に協力するものとする。

イ 受注者は、発注者から資料を貸与されたときは、その貸与された資料の一覧表を作成し、本業務が完了したときは、速やかに、その貸与された資料に一覧表を添えて返却しなければならない。

(7) 機密の保持

受注者は、本業務を行う上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(8) 疑義

受注者は、業務遂行上、疑義が生じた場合には、その都度速やかに発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

(9) 成果品に対する責任の範囲

- ア 本業務の完了後において、失策及び不備が発見された場合は、受注者は、速やかに成果品の訂正をしなければならない。
- イ アの訂正に要する費用は、受注者の負担とする。

(10) 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は、すべて発注者のものとし（ただし、他の著作物からの引用や、受託者が他で発表済の内容等を除く）、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

2 業務内容

「第三次学校給食施設整備実施計画」及び「(仮称)盛岡市第二学校給食センター整備運営事業基本構想」に基づき、次に掲げる項目の調査・検討等を行い、整理すること。

(1) 基本計画策定

ア 前提条件の整理

本市の上位構想・計画、共同調理場の整備・運営に関する関係法令、物価高騰等の社会情勢、学校給食調理場の整備・運営に関する他市の事例等の整理

イ 導入機能・規模・運営内容の検討

今後の児童生徒数の推移を踏まえた調理能力の設定及び新施設に必要となる導入機能・規模・運営内容等の検討（食物アレルギー対応等を含む）

ウ 热源の比較検討

第二センターの運営に最適な熱源の比較検討（他市等の事例の整理を含む）

エ 配置計画・建設計画の作成

建設候補地の条件を改めて整理した上で、それを踏まえて調理場（建屋）や駐車場等の配置を検討し、施設の平面図、調理器具配置図等に係るモデルプランの作成

オ 事業全体スケジュールの検討

カ 第二センターにおける災害時・緊急時の対応に関する検討

(2) 学校施設調査

ア 前提条件の整理

関係法令の整理、必要な資料の収集、食器・食缶・コンテナ・配送トラック・プラットフォーム・各階配膳室・「小荷物専用昇降機」等、給食の受配に必要となる物品や設備の規格等に関するモデルケースの設定

イ 給食提供を予定する学校の調査

新たに給食提供を予定する学校（小学校30校、中学校13校）全校について、現地及び図面での調査、その他整備内容の決定等に必要な調査

表 給食提供を予定する学校

区分	給食実施方式	学校名
市立 小学校 (30校)	自校方式 (27校)	仁王、城南、桜城、厨川、仙北、杜陵、山岸、大慈寺、米内、土淵、中野、本宮、青山、北厨川、河北、上田、山王、緑が丘、太田、太田東、城北、大新、松園、月が丘、高松、東松園、北松園
	玉山センター (3校)	渋民、巻堀、好摩
市立中学校 (13校)	給食自由選択方式 (10校)	下橋、下小路、厨川、上田、米内、黒石野、城西、北陵、松園、北松園
	自校方式 (1校)	土淵
	玉山センター (2校)	渋民、巻堀

※ 玉山センターから給食提供を受けている玉山小学校及び玉山中学校は、令和7年度末に閉校予定のため、表に含んでいない。

ウ 学校施設整備内容及び整備スケジュールの提案

イの調査結果を踏まえた、給食提供を予定する学校の改修計画素案の策定及び整備スケジュールの提案。

エ 配送計画の提案

各学校で、調理から2時間以内の喫食の要件を満たすための効率的な配送ルートや配送時間、必要な車両台数等の提案

オ 概算経費試算

設定した整備内容の概算経費の試算

カ その他

配送などに課題のある学校への調査及び対応策の提案等

(3) PFI導入可能性調査

ア 前提条件の整理

官民連携手法に関する関係法令、国や県からの補助金等財源等の整理

イ 事業手法の検討

第二センターの整備・運営に適用可能性のある事業手法の検討（PFI方式、従来方式等最適な授業手法の検討）

ウ 事業スキームの検討

イで検討した事業手法毎に、事業範囲、事業期間、事業スケジュール、資金調達方法、官民リスク分担等の検討

エ 概算事業費とVFMの算定

イで検討した事業手法毎の概算事業費を算出及びVFMの算定

オ 市場調査

民間事業者の意見や事業への参入意向の調査

カ 付帯機能に関する事例収集及び実施に関する事業者の意向や課題等の聴取

キ 総合評価及び課題の整理

最適な事業手法についての定性評価、総合評価及び課題の整理と対応策の提案

(4) その他

ア 会議等の資料作成及び運営支援

府内等の会議に使用する資料作成、会議への同席、議事録作成等

イ 対象外の業務

本業務には、敷地境界測量、地形測量、地盤調査、土壤調査、アスベスト調査及び交通量調査は含まないものとする。

3 履行期限

令和7年12月31日とする。

ただし、令和7年10月末を目処とし、発注者が指定する期日までに中間報告を行うものとする。

なお、発注者が提出を求めた場合は、この期日にかかわらず、資料等を提出するものとする。

4 成果品

受注者は、調査検討内容を取りまとめた報告書等（以下の（1）～（5））を履行期限までに提出しなければならない。

なお、報告書作成に当たっては、写真、イメージ図、グラフ等を活用し、視覚的に分かりやすくすること。

- (1) 報告書（A4判縦型 横書き 左綴じ簡易製本） 10部
- (2) 報告書概要版（A4判縦型 横書き 左綴じ簡易製本） 10部
- (3) 中間報告書（A4判縦型 横書き 左綴じ簡易製本） 10部
- (4) 施設計画図及び関係資料 一式
- (5) 上記電子媒体（CD等） 一式

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、受注者は、発注者と協議の上業務を行うこと。